

## 第6章 計画の推進



## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制

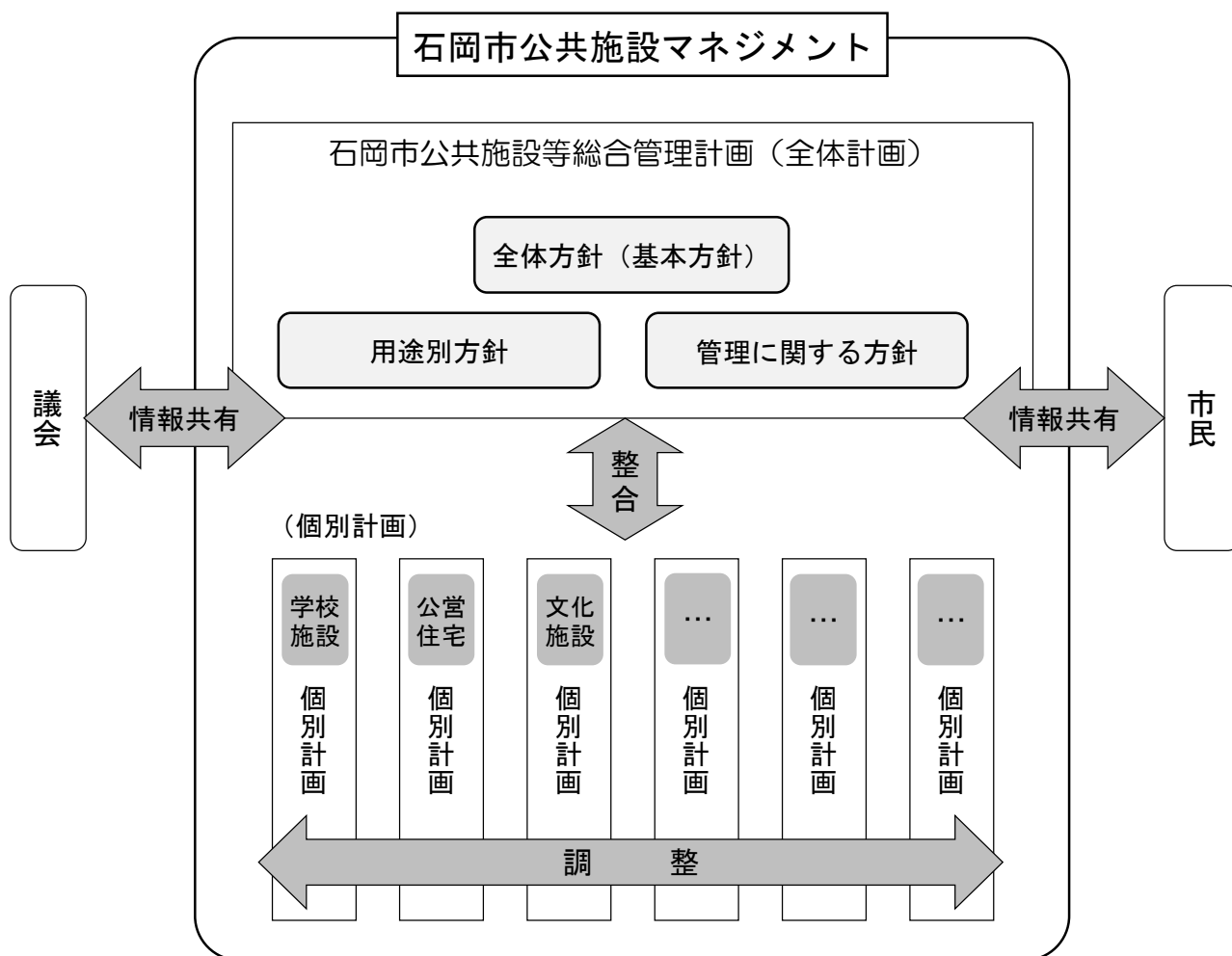
公共施設等の保有量や適正な配置，総合的かつ計画的な保全，将来のあり方等については，今後の財政と公共サービス全体にかかわる事項であることから，目標を達成するためには，公共施設等の所管部門を中心としたうえで，組織の枠を超えた横断的な視点が重要となります。

計画の推進にあたっては，公共施設等の所管部門，計画を管理する行革部門，財政部門，企画部門，がその達成状況を共通課題として共有し，明確な目標をもって組織全体で取り組みます。

### 2. 進行管理

石岡市公共施設等総合管理計画の目標は，行革部門と調整のうえ，所管部門で策定する個別計画により達成されることから，当該計画で定めた目標等との整合を図りながら個別計画を策定します。また，複合施設を検討するなど，個別計画相互の横断的な調整を行います。さらに，個別計画の策定状況や削減した延床面積等を一元的に管理し，その進捗を常に把握することで，目標の達成率を検証していきます。

本計画の取組に際しては，市民・議会への情報提供・共有等に努めます。





## 資料編 1

### 公共施設に関する市民アンケート調査結果(抜粋)



## 資料編 1 公共施設に関する市民アンケート調査結果(抜粋)

## 調査概要

## (1) 目的

石岡市では、これまで人口増加や行政需要に伴い整備してきた多くの公共施設が時間の経過とともに老朽化してきており、今後施設の維持や建替え費用の増加が避けられない状況になっています。

このような課題に対応していくため、市民の皆様様の日常の利用状況を把握するとともに、ご意見をいただき、公共施設の管理・運営のあり方を検討する際の基礎資料として扱うことを目的にアンケート調査を実施しました。

## (2) 対象者

石岡市内に居住する18歳以上の男女（平成27年10月29日調製）

※抽出は、無作為による抽出

## (3) 調査数（サンプル数）の考え方

これまで市が行った同様の調査方法による実績から回収率を30%と想定し、標本数（有効回答数）を1,200としたいため、調査数（アンケート調査を配付する数）を4,000人としました。

（信頼水準95%、標本誤差3%程度を想定）

## (4) 地区区分

市内8中学校区に区分しました。

※中学校区は、平成25年3月31日時点

## (5) 調査方法

調査方法は、調査用紙を使い、郵送による配付及び回収を行いました。

## (6) 調査期間

平成27年10月29日（木）～平成27年11月30日（月）

## (7) 結果報告

調査結果は、公共施設の管理・運営のあり方を検討する際の基礎資料として取り扱うとともに、広報紙及びホームページなどを活用して、市民の皆様へ情報提供を行います。

## (8) 配付及び回収結果

発送数 4,000人      回収数 1,624人      回収率 40.60%

## (9) 調査結果の誤差

この調査での標本誤差は、次表のとおりです。

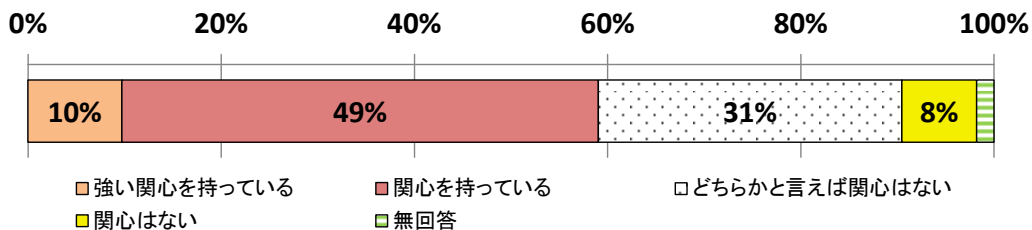
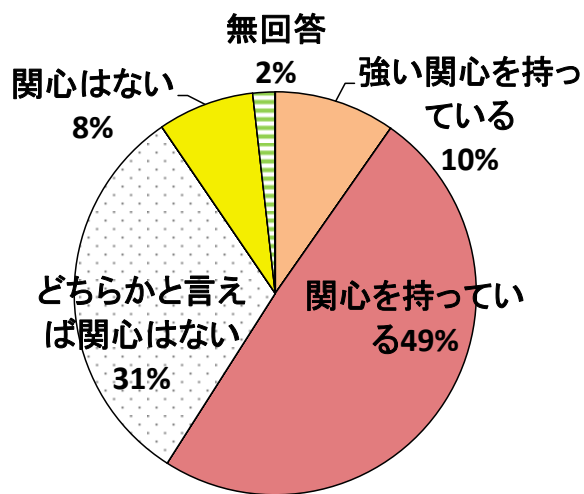
	回答比率				
	10% (90%) 程度	20% (80%) 程度	30% (70%) 程度	40% (60%) 程度	50% (50%) 程度
回答数 1,624	±1.488	±1.985	±2.274	±2.431	±2.481

標本誤差は、回答比率50% (50%)程度の際に最大となり、±2.48以内に収まることとなります。

※ 表の見方は、「ある設問の回答者数が1,624、選択肢の回答比率が60%であった場合は、回答比率が40% (60%)程度の際に標本誤差±2.43を当てはめます。回答比率の誤差範囲は±2.43以内に収まり、60%の±2.43の範囲である、57.57%～62.43%になるとみることができます。

問： あなたは、石岡市の公共施設の現状と課題にどのくらい関心をお持ちですか。1つ選んでください。

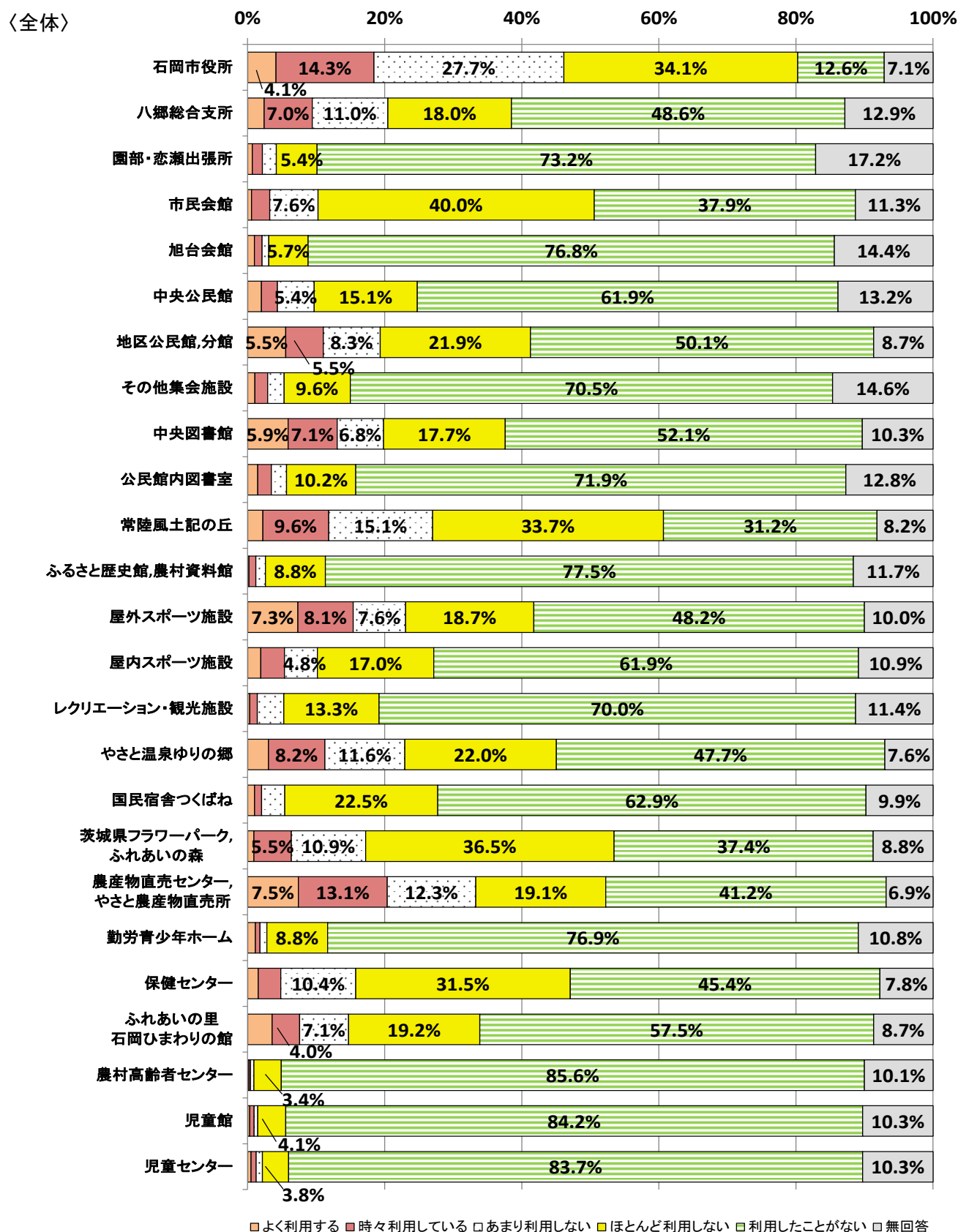
選択項目	回答数	構成比
強い関心を持っている	157	10%
関心を持っている	806	49%
どちらかと言えば関心はない	507	31%
関心はない	125	8%
無回答	29	2%
合計	1,624	



- 「強い関心を持っている」と「関心を持っている」を合わせ、約6割の方が公共施設に関心がある事が伺えます。



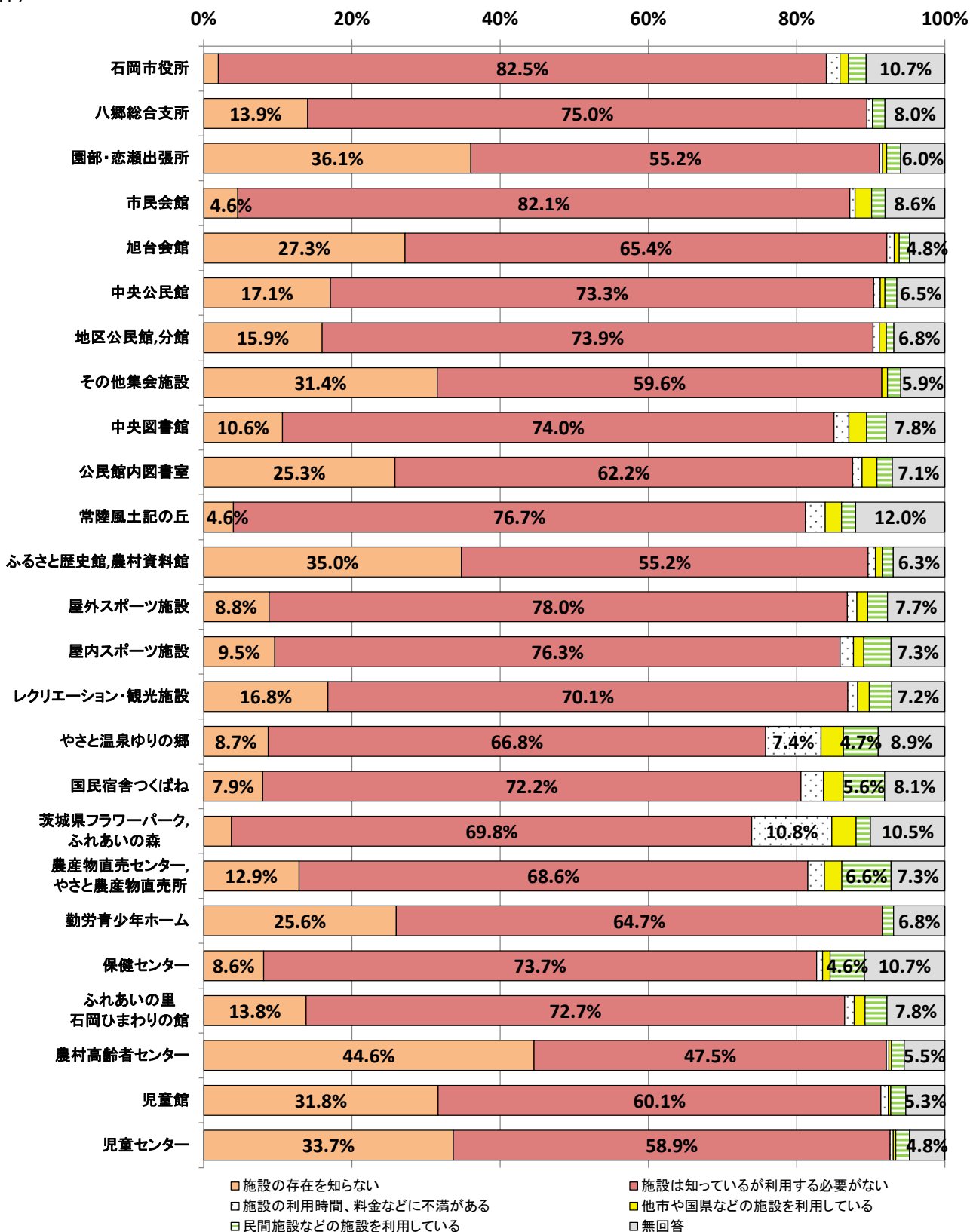
問： あなたは、石岡市の公共施設をどのくらいの頻度で利用していますか。  
 ※石岡市の公共施設とは、「不特定の方が自由に利用する施設」を対象としています。



- 全ての施設で「ほとんど利用しない」「利用したことがない」との割合が高くなっています。
- 市役所、図書館、農産物直売センター・やさと農産物直売所などはよく利用され、農村高齢者センター、児童館、児童センターの利用は低い傾向にあります。

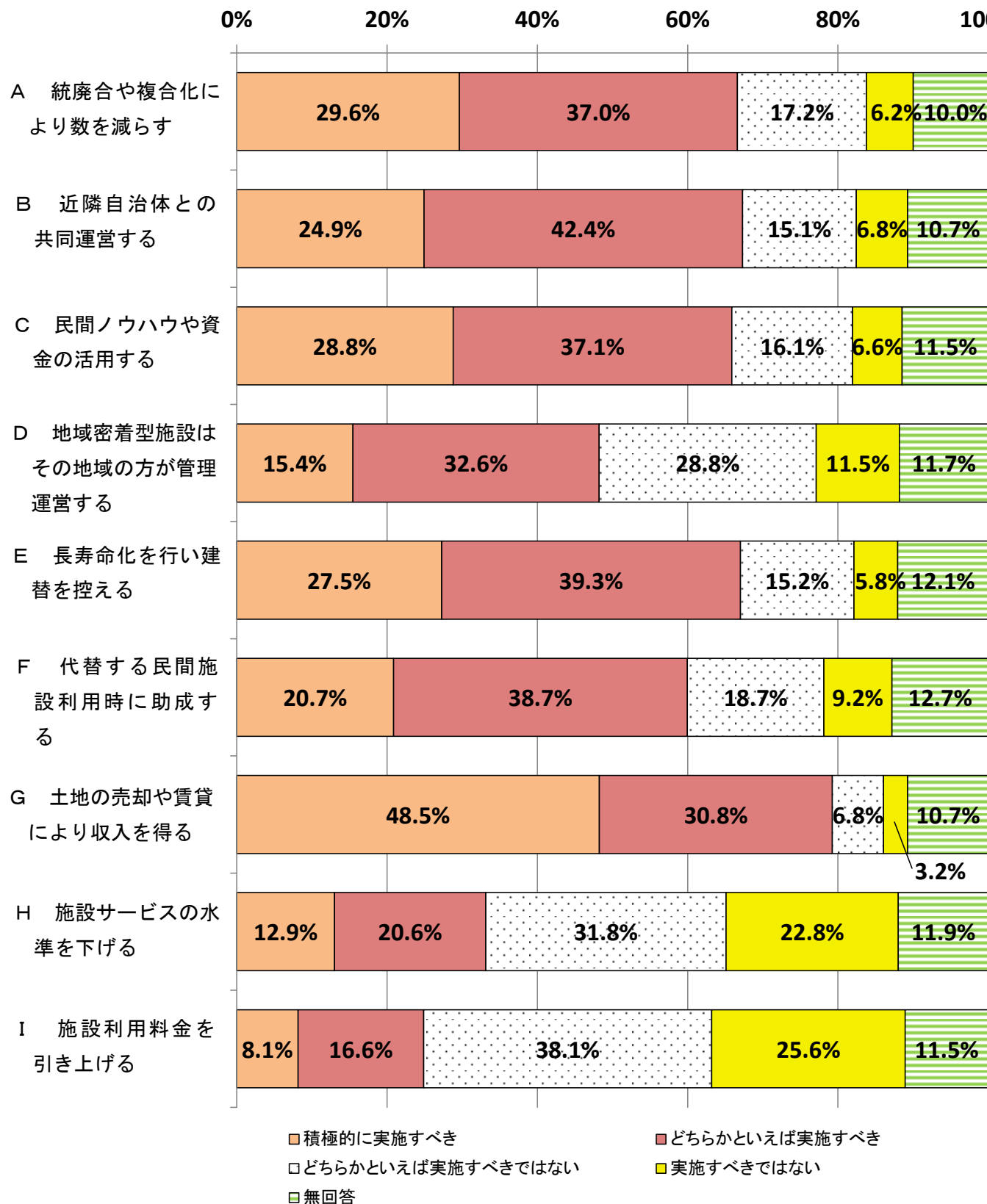
問： 前問で、「ほとんど利用しない」「利用したことがない」と回答された方にお聞きします。その理由は主にどのようなことですか。

〈全体〉



- 全ての施設で「施設は知っているが利用する必要がない」と回答した方が多く、施設を認知していても利用の必要性が少ないことが伺えます。

問： これからも安全で使いやすい施設サービスを提供していくために、石岡市では以下の方策を検討しています。石岡市が保有する施設全般に関する方策について、あなたは、どのようなお考えですか。



- 『利用していない市の土地を売却・賃貸して収入を得る（G）』は、「積極的に実施すべき」との割合が最も高くなっています。
- 『利用料を徴収できる施設の料金を引き上げる（I）』は、「実施すべきではない」と「どちらかといえば実施すべきではない」を合わせた割合が最も高くなっています。
- 市が収入を増やすための努力をして欲しいという一方で、市民の方が金銭的負担を望まないことが伺えます。

【賛成反対状況】

		賛成率(%)	積極的賛成／ 反対率
賛成	利用していない市の土地を売却・賃貸して収入を得る。(G)	88.8%	15.2
	近隣自治体との連携を図り共同で施設を運営する。(B)	75.4%	3.6
	施設の建替えや管理運営には、民間のノウハウや資金を活用する。(C)	74.4%	4.4
	現在ある施設の統廃合や1つの施設に複数の機能を持たせるなど施設数を減らす。(A)	74.0%	4.8
	施設を補強し長持ちするようにして(長寿命化),当面の建替えを控える。(E)	76.0%	4.7
	施設を減らす代わりに民間施設(会議室スポーツ施設等)の利用に市が助成をする。(F)	68.1%	2.2
中立	地域活動に密着した施設は、地域住民等が所有し、維持・管理を行う。(D)	54.4%	1.3
反対	施設におけるサービスの水準を引き下げる。(H)	38.1%	0.6
	利用料を徴収できる施設の料金を引き上げる。(I)	28.0%	0.3

賛成率 = (「積極的に実施すべき」+「どちらかといえば実施すべき」) ÷ 全体  
 積極的賛成／反対比率 = 「積極的に実施すべき」 ÷ 「実施すべきではない」  
 ※無回答の数を含めません。

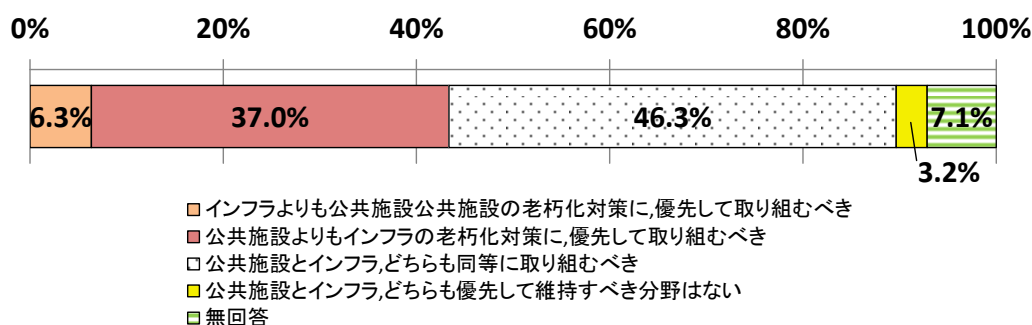
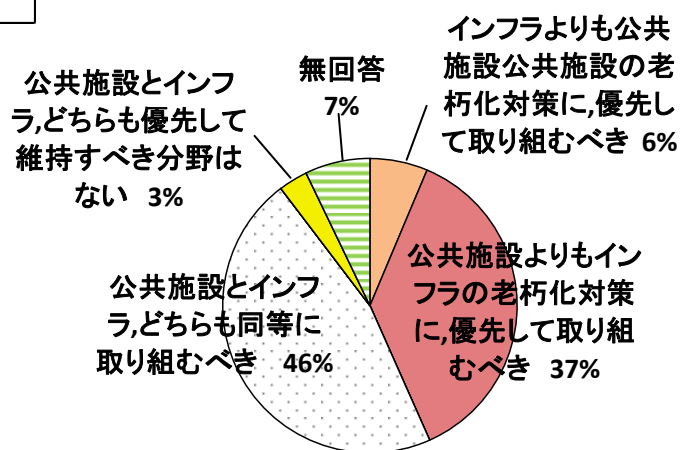
- 『利用していない市の土地を売却・賃貸して収入を得る』は、「賛成率」及び「積極的賛成率/反対比率」ともに最も高くなっています。
- 一方、『利益を徴収できる施設の料金を引き上げる』は、「賛成率」及び「積極的賛成/反対比率」ともに最も低くなっています。

〈用語説明〉

- 1 賛成率：「積極的に実施すべき」、「どちらかといえば実施すべき」の合計の割合です。多数決の観点から賛成、反対を示したもので、50%超なら賛成多数となります。
- 2 積極的賛成/反対率：「積極的に実施すべき」を「実施すべきではない」で割った比率です。特に強い意志を持つ人だけを対象にその大きさを数値化したもので、1.0以上ならば「積極的賛成多数」、1.0未満ならば「積極的反対多数」であるとなります。

問： 石岡市の公共施設は、建物の他にも、多くのインフラ（道路・橋りょう・公園・水道・下水道）を保有しており、これらインフラ資産も公共施設と同様に老朽化の問題を抱えております。今後、公共施設とインフラの老朽化対策にどのように取り組むべきだとお考えですか。1つ選んでください。

選択項目	回答数	構成比
インフラよりも公共施設の老朽化対策に、優先して取り組むべき	103	6%
公共施設よりもインフラの老朽化対策に、優先して取り組むべき	601	37%
公共施設とインフラ,どちらも同等に取り組むべき	752	46%
公共施設とインフラ,どちらも優先して維持すべき分野はない	52	3%
無回答	116	7%
合計	1,624	



- 「公共施設とインフラ,どちらも同等に取り組むべき」が46.3%と高い割合となっている一方で、「公共施設とインフラ,どちらも優先して維持すべき分野はない」は、3.2%となっています。また、「公共施設よりもインフラの老朽化対策に、優先して取り組むべき」が37%となっています。

問： 石岡市の公共施設の数（量）や質など、今後の公共施設の再編について、ご意見をお聞かせください。

記入数：931

#### ご意見の例

施設の利用時間延長。  
受益者負担が必要で、値上げなど視野に入れるべき。  
図書館、スポーツ施設などを一つの施設に集約できればよい。  
施設を複合化にして、常に住民が利用していることが理想。  
高齢者の移動手段を確保し、その利便性の高い施設に複数の機能を。  
利用頻度の低い施設は、廃止。  
公共施設の利用機会が少なく、統廃合には賛成。  
公共施設の統廃合によって、利用者に不便を感じさせないように。  
今ある公共施設を有効活用して欲しい。  
新しく施設を建設する場合、多機能化して欲しい。  
図書館をもっと充実した施設に。  
公園の遊具が少なく、さらに老朽化している。  
民間の活力を積極的に導入すべき。  
民間施設が力を入れているので、公共施設は、最低水準で良い。  
公園の数が少なく、子どもを市内で遊ばせる場所がない。  
高齢者が気軽に利用できる施設が欲しい。  
子どもたちが運動できる広い公園等が必要だ。  
地域ぐるみでお年寄りが楽しくいきいき過ごせる施設があればよい。  
作るだけでなく、維持管理の費用も計画を立てて欲しい。  
子育て世代のためにも公共施設・インフラの両方とも取り組むべき。

新たに公共施設を設置することや公共施設の維持管理に対する充実を求める一方で、人口減少や高齢化、利用状況に対応した公共施設数の削減、統廃合を求めるなどの意見があります。

老朽化や利用頻度が低い施設の廃止、施設に複数機能の集約、現施設の有効利用、受益者負担を求めるなどの意見があります。

資料編 2

用語集





## 資料編2 用語集

	用語	定義
ア行	インフラ	都市活動を支える道路・橋りょうなどの土木構造物や公園、上下水道などの総称。
	石岡かがやきビジョン	長期的な展望に立ち、石岡市の目指すべき将来像とその実現のための政策展開の基本方針を示した計画。
	石岡ふるさと再生プラン	石岡かがやきビジョン実現のための施策の展開方向や成果指標、主な活動を分野別に示した、市長任期と連動した実行性の高い行動計画。
カ行	合併特例措置 (ガッペイトクレイツチ)	合併後の市町村に交付される普通交付税額が、直ちに減少しないように、合併後5年間は配慮される措置。その後、普通交付税は段階的に縮減。
	稼働率 (カドウリツ)	施設の利用度合いを示す指標。 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。 例：1日当たり利用区分(3コマ)×開館日数×部屋数
	行政財産 (ギョウセイザイサン)	市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産(土地・建物)。
	躯体 (クタイ)	建築物の構造体のこと。構造躯体という場合は、建築構造を支える骨組みにあたる部分のことで、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい等)、床版、屋根版又は横架材(梁など)などをいう。
	減価償却相当額 (ゲンカショウキヤクソウトウガク)	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法。公共施設白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
	公園(コウエン)  街区(ガイク)公園 近隣(キンリン)公園 運動(ウンドウ)公園 特殊(トクシュ)公園 都市緑地(トシリョクチ) 風致(フウチ)公園	【街区公園】もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。 【近隣公園】主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。 【運動公園】都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15~75haを標準として配置する。 【特殊公園】風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。 【都市緑地】主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)

		<p>【風致公園】自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地を取り込んだ都市公園。 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位。</p>
	公共施設 (コウキョウシセツ)	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、庁舎や公民館、図書館、学校等のハコモノ施設の他、道路、トンネル、橋りょう及び上下水道等のインフラ施設を含めた施設の総称。
	公共施設マネジメント (コウキョウシセツマネジメント)	公共施設の更新問題の他、人口状況や財政状況等を含めて、市が抱える問題・課題を定量的に把握・分析し、実態を明らかにするとともに、今ある資源・資産を最大限有効活用して、コスト削減と行政サービスの維持・向上の両立を図る一体的な取組みのこと。
	後期高齢者 (コウキコウレイシャ)	高齢者のうち、75歳以上の人のこと。
	更新(コウシン)	建物及び構造物を新しく造り替えること。
	構造 (コウゾウ)	<p>【W造】 木造。建築物の主要構造部に木材を用いた構造。</p> <p>【S造】 鉄骨造。建築物の躯体に鉄製や鋼製の部材を用いた建築の構造。</p> <p>【軽量S造】 軽量鉄骨造。厚さが6mm以下の鋼材を用いた構造。</p> <p>【SUS造】 ステンレスパネル造。建築物の躯体にステンレスパネル鋼材を用いた建築の構造。</p> <p>【RC造】 鉄筋コンクリート造。建築物の躯体に鉄筋コンクリートを用いた建築の構造。</p> <p>【SRC造】 鉄骨鉄筋コンクリート造。鉄筋コンクリートの芯部に鉄骨を内蔵した建築の構造。</p> <p>【PC造】 プレキャスト鉄筋コンクリート造。鉄骨の骨組にプレキャストコンクリートをはめ込む構造。</p> <p>【CB造】 補強コンクリートブロック造。コンクリートブロック積みにおいて鉄筋を挿入して補強した構造。</p>
	国立社会保障・人口問題研究所 (コクリツシャカイホショウ・ジンコウモンダイケンキュウジョ)	国の研究機関の一つで、主に、国民の福祉向上のための調査研究、人口と社会保障の関連を踏まえた調査研究、少子高齢化の問題に関する調査研究を行う。
	国庫補助金 (コッコホジョキン)	特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国が地方公共団体に交付する金。用途を特定して国から地方自治体に交付する資金の総称。
サ行	歳入・歳出 (サイニュウ・サイシュツ)	会計年度を単位とした国または地方公共団体の収入・支出のこと。
	事業運営にかかるコスト (ジギョウウンエイニカカルコスト)	人件費や、そこで行われている事業費。

自主財源 (ジシュザイゲン)	地方公共団体が自主的に収入することができる財源。具体的には、市税・使用料・手数料・財産収入など。
施設にかかる費用 (シセツニカカルヒヨウ)	行政サービスが行われている施設を維持管理していくために必要な費用。光熱水費や修繕費、清掃・警備等の委託費、賃料等。
指定管理者制度 (シテイカンリシャセイド)	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。
指定管理料 (シテイカンリリョウ)	指定管理者制度により、指定管理者となった者に支払われる運営費等の管理料。
社会保障費 (シャカイホショウヒ)	医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスの年間合計額。
修繕 (シュウゼン)	悪くなったり破損した箇所をもとの機能に直すこと。
準耐火構造 (ジュンタイカコウゾウ)	耐火建築物以外の建築物で、建築基準法第2条9号3イに定められた準耐火構造または、それと同等の準耐火性能を有する建築物。
人口動態 (ジンコウドウタイ)	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の5つの異動により、人口の動きを把握すること。新「統計法」に基づき、国が行う基幹統計調査。
新耐震基準 (シンタイシンキジュン)	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981(昭和56)年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいう。
生産年齢人口 (セイサンネンレイジンコウ)	15歳～64歳の人口。
タ行	
大規模改修 (ダイキボカイシュウ)	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事。
耐震基準 (タイシンキジュン)	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和56年6月1日に施行された基準。
単独公共下水道地区 (タンドクコウキョウゲスイド ウチク)	公共下水道で、2以上の市町村により関係市町村のみで設置することが困難であると認められる場合には、単独で都道府県がこれを行うことができるもの。
長寿命化 (チョウジュミョウカ)	建築物に求められる性能・機能を確保しながら、より長く施設を使用すること。
中性化 (チュウセイカ)	鉄筋コンクリートの劣化の一つ。大気中の二酸化炭素がコンクリート内で炭酸化反応を引き起こし、コンクリートのpH(ピーエイチ)を下げることにより、生じるもの。
中層耐火構造 (チュウソウタイカコウゾウ)	一般的に3階以上、5階以下の建築物で、建築基準法第2条第1項第9号の2で定める条件に適合する耐火建築物。
投資的経費 (トウシテキケイヒ)	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
トータルコスト	人件費や事業費等の事業運営にかかるコストや光熱水費、各所修繕費等の施設にかかるコスト、減価償却相当額等、行政サービスにかかる全ての費用。

ナ行	年少人口 (ネンショウジンコウ)	0歳～14歳の人口。
ハ行	バリアフリー	高齢者や障がい者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策。建物のバリアフリー対応として、多目的トイレの設置や車椅子エレベータの設置、道路から入口までのスロープの設置等がある。
	扶助費 (フジョヒ)	社会保障制度の一環として支給される費用。生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
	普通会計 (フツウカイケイ)	予算・決算書上の会計区分とは若干異なり、自治体間の財政状況を比較・分析できるようにするために総務省が統一的な基準を定めて作られた会計区分。
	普通交付税 (フツウコウフゼイ)	各地方自治体の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持できるように財源を保障するため、国が国税として徴収し、一定の基準によって再配分する税金。
	法定点検 (ホウテイテンケン)	法令で定められた点検。建築や消防・衛生管理などに関する法律では、建築物の規模に応じて、さまざまな点検が義務づけられている。
	保全 (ホゼン)	施設を補修（機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させること）、修繕（機能・性能を原状まで回復させること）、改修（劣化した建築物、部位、部材などの機能・性能を原状若しくはそれ以上に改善すること）すること。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	文化や言語、年齢や性別、身体的能力や特性の差によらず、平等に利用することができる施設・製品・情報等の設計(デザイン)を指す。
ラ行	流域関連公共下水道地区 (リュウイキカンレンコウキョウゲスイドウチク)	流域下水道は、都道府県が設置、管理をしています。幹線管きよと終末処理場の基幹施設からなり、また、これにつながる公共下水道（流域関連公共下水道）は各市町村が設置と管理をしています。
	老年人口 (ロウネンジンコウ)	65歳以上の人口。

資料編 3

公共施設 所管一覽



## 資料編3 公共施設 所管一覧

用途	施設	所管
1 市民会館	市民会館	生活環境部 市民会館
2 公民館／地区公民館	各公民館	教育委員会 中央公民館
3 コミュニティセンター等	南台コミュニティセンター	生活環境部 まちづくり協働課
	杉並コミュニティセンター	
	鹿の子コミュニティセンター	
	関川地区ふれあいセンター	経済部 農政課
	三村地区ふれあいセンター	
4 その他集会施設	勤労青少年ホーム	教育委員会 生涯学習課
	旭台会館	生活環境部 まちづくり協働課
5 図書館	図書館	教育委員会 生涯学習課
6 博物館等	常陸風土記の丘	経済部 観光課
	ふるさと歴史館	教育委員会 文化振興課
	農村資料館	
7 スポーツ施設	スポーツ施設	教育委員会 スポーツ振興課
8 レクリエーション施設・観光施設	龍神の森キャンプ場	教育委員会 生涯学習課
	つくばねオートキャンプ場	経済部 観光課
	茨城県フラワーパーク	
	ふれあいの森	
	朝日里山学校	
	観光案内所	
	まち蔵藍	
	まちかど情報センター	生活環境部 まちづくり協働課
9 保養施設	やさと温泉ゆりの郷	経済部 観光課
	国民宿舎つくばね	
10 産業系施設	農産物直売センター石岡そだち	経済部 農政課
	やさと農産物直売所	経済部 観光課
11 小学校・中学校	小学校・中学校	教育委員会 教育総務課
12 給食センター	給食センター	教育委員会 学校給食課
13 保育所・幼稚園	保育所	保健福祉部 こども福祉課
	東幼稚園	教育委員会 教育総務課
14 児童館等	児童館等	保健福祉部 こども福祉課
15 児童クラブ	児童クラブ	教育委員会 生涯学習課
16 高齢福祉施設	高齢福祉施設	保健福祉部 高齢福祉課
17 障害福祉施設	障害福祉施設	保健福祉部 社会福祉課
18 保健施設	保健センター	保健福祉部 健康増進課
19 公営住宅	公営住宅	都市建設部 建築住宅指導課
20 庁舎等	市役所	財務部 管財課
	八郷総合支所	八郷総合支所 総務課
	恋瀬出張所	
	園部出張所	
21 消防施設	消防施設	消防本部 総務課
22 その他	旧有明中学校	教育委員会 教育総務課
23 公園	都市公園、広場・緑地等	都市建設部 都市計画課
	都市公園(柏原野球公園、柏原球技公園、柏原サッカー公園、石岡運動公園)	教育委員会 スポーツ振興課

